

令和4年6月3日

林弘法律事務所
弁護士 山中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めますので、令和4年6月10日（金）までに回答願います。

なお、期限までに回答がない場合には、請求を維持されたものとみなし、行政文書の不存在を理由とする不開示決定を行うこととなりますので、念のために申し添えます。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付
令和4年4月11日（月）
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付
令和4年4月14日（木）
- 3 行政文書開示請求書に記載された請求内容
法務省が最高裁又は司法研修所に対し、司法試験合格者の順位が分かる文書を送付した際の文書（直近の事例に関するものであり、司法試験合格者の氏名が含まれている部分は除く。）
- 4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について
行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に記載された請求内容に係る行政文書については、法務省本省においては、作成していないため保有していません。
このまま請求を維持された場合、行政文書の不存在を理由とする不開示決定がなされるものと思われます。
つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。
- 5 開示請求手数料について
上記3の請求を維持される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります（ただし、行政文書不存在による不開示決定が見込まれます。）。
現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、本件開示請求書及び300円分の収入印紙を返戻いたします。